

2022年1月31日

米子市長

伊木 隆司 様

島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子

共同代表 河合康明

河本六美

小徳省三

松本 薫

安田壽朗

「島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例に対する意見書」に対する見解について

私たち「島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子」が提出した条例制定請求に対して、表記の意見書を付して米子市議会に条例案を上程されることを知りました。住民投票に反対との内容につきましては残念至極であり、私たちの想いをよりご理解いただくために、表記意見書に対する私たちの見解をお伝えしたいと思います。

「意見書」2（1）「島根原子力発電所の再稼働及び新規稼働は、国のエネルギー政策に係わる事項であること」に対する見解

エネルギー問題が国策として位置づけられていることは、私たちも承知している。しかしながら、私たちは住民投票で、国の原子力政策全体について賛否を問うているのではなく、米子市に影響を及ぼす島根原発という特定の稼働問題について、住民の意思を明らかにするための手法として住民投票の実施を実現したいと願っているのである。米子市は島根原発から30キロ圏に位置しているため、「稼働するかしないか」は米子市民の暮らしやまちづくりに大きな影響を及ぼすことは明白である。それにもかかわらず「国策だから国の判断に従う」という考えは、「国と地方は対等」とする地方分権一括法の原則に対する認識が欠如していると指摘せざるを得ない。また、中国電力に対して事前了解権を求めている姿勢と矛盾することになる。

かつて米子市は、国策として進めようとしていた中海淡水化事業に対して、市民の直接請求による住民投票条例を制定した歴史を持っている。国の事業が凍結されたことにより、投票には至らなかったが、条例案が可決されたことは米子市の誇りである。今回の原子力発電所の再稼働及び新規稼働と何が違うのか。

国策だからという理由だけで国の判断にゆだねるのではなく、島根原発稼働に対する市民の総意を明らかにしたうえで、賛否を含めた自治体の意見をきちんと国や県、中国電力に伝えるのが市長の役割である。その役割を担えるのは市長だけである。その役割を果たさなければ米子市民の「豊かで、安心安全な暮らし」を守るという市長の責務を果たしているとは言えない。

よって私たちは、「意見書」の2（1）を到底受け入れることはできない。

### 「意見書」2（2）及び3（3）についての見解

投票方法条例案第12条の二者択一の選択肢が適当では無いとの市長の見解については、当を得ていないと考える。市長の指摘の要点は、賛成、反対の二者択一であれば、賛成、反対以外の、そしてまた、賛成、反対の背景にある多様な意見が反映できない、というものである。しかし、本条例の目的は、島根原発稼働・再稼働に関して、市長が中国電力に「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保に関する協定」第6条に基づいて意見を述べるにあたり、市民の総意を把握するためのものであり、単なるアンケート調査ではない。そして、同協定で予定される市長の意見は、賛成もしくは反対が重要な柱とならざるを得ない。そのように考えた場合、投票方法は、賛成、反対の二者選択になることは必然である。

また、島根原発再稼働・新規再稼働の賛否を市民ひとりひとりが自分ごととして考えるにあたり、市民間における多様な情報の共有化及びそれに伴う熟議が進むはずである。その議論の過程において、単なる賛否を超えた、多様な意見が表出し、そのことが原発のあり方、米子市としての原発に対する施策を進化させることになるはずである。市長として、投票結果を尊重しつつ、投票に向けて繰り広げられた様々な熟議の内容を吟味・検討し、稼働の賛否に対するよりの確な意見を形成することに資するはずである。

### 「意見書」3（2）前段（年齢、国籍要件）についての見解

間接民主制を補完するものであるから、地方公共団体の議員及び長の選挙権に関する公職選挙法の規定に準ずることが適当であるとする理由にはならない。米子市民自治基本条例では、第29条で市民投票の実施を規定している。同条例の「市民」とは、「米子市の区域内に住所を有する者、現に住所を有していれば、住民票の有無や国籍を問いません」とある。そして、第1条に条例の目的としてそのような「市民が主体となったまちづくりを推進する」ことを定めている。今回の条例案は、その精神に基づき、年齢要件及び国籍要件を定めたものである。

本条例は、議員あるいは首長の選挙ではない。原発の稼働・再稼働に対する市民の総意を米子市長が的確に判断することに資するためのものであるから、①原発の稼働・再稼働に実質的な利害を有し、②それに対する意見を表明するに足りる判断能力を備えているものであれば資格要件としては必要十分条件を満たしていると考える。

15歳以上の者で最初の3月31日を過ぎた者（高校1年生）については、仮に公職選挙法第9条の年齢要件を満たさない場合であっても、わが国も批准している国連児童の権利に関する条約第12条の具現化である。条例案では、義務教育を終了した高校1年生以上を、私達社会の未来を託し、原発を自分事として考え、判断できる能力を満たしている年齢として投票資格者とした。

外国人で3ヶ月以上米子市内に住んでいる者は、米子市にその生活の基盤を持っていると考える。まちづくりに参画しているのみならず、原発のシビアアクシデントが発生した場合、米子市民と等しく被害を被ることになる定住外国人を排除することは、基本的人権が国籍を超えて広く享受されるべきとの、国際的人権思想に適合しない。

その他、「意見書」3(2) 後段及び(3) の条例上の技術的問題の指摘についての見解

特に瑕疵は無いと考えるが、技術的な問題なので、法的観点から精査していただき、住民投票を実施するという前提で必要な修正を加えることについては当会としてはやぶさかでない。